

特定都市河川 雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域
第4回流域水害対策協議会

流域水害対策計画のフォローアップ

令和7年7月23日

三 重 県

津市 松阪市

国土交通省中部地方整備局

(振り返り)

- ・特定都市河川の指定
- ・流域水害対策計画の作成

雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川への指定

- 雲出川本川に、中村川・波瀬川・赤川が合流し、バックウォーター等により浸水被害が発生
- 河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践することを検討
- 令和5年3月31日、中村川・波瀬川・赤川等を**特定都市河川に指定**



H21.10洪水
雲出川合流点付近浸水状況

H26.8 雲出川からのバックウォーター等により浸水被害が発生

(H21,H29等にも浸水被害が発生)

R3.3 雲出川水系流域治水プロジェクト策定・公表

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行

(特定都市河川を全国の河川に拡大)

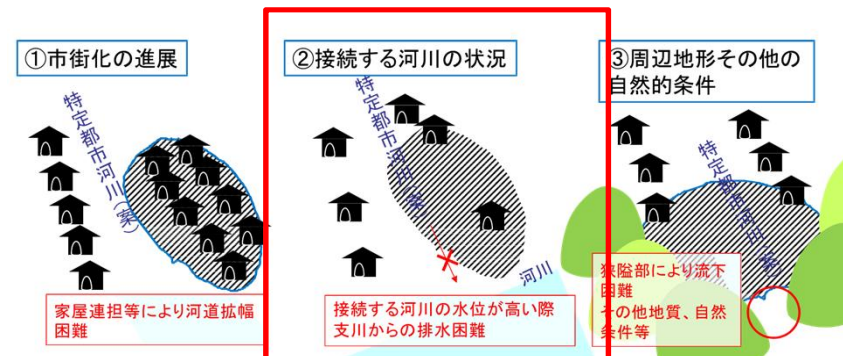
R4.3 特定都市河川指定に向けて検討開始

(雲出川外流域治水協議会で意見交換)

R4.11 雲出川治水事業促進期成同盟会による要望活動

R5.1 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意

R5.3 特定都市河川の指定



< 特定都市河川の指定要件 >

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

流域治水整備事業等の活用

- 流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
 - ・河道掘削、堤防整備
 - ・雲出川本川の無堤部嵩上げ、水門・樋門整備等
 - ・バックウォーターの影響を小さくするための遊水地整備等

大規模雨水処理施設整備事業等の活用

- 雨水管理総合計画に基づき、内水対策のための雨水排水施設の整備を検討

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化
(雨水浸透阻害行為の許可)

- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け

雨水貯留浸透施設に対する補助率嵩上げ・減税
(補助率1/3→1/2, 固定資産税1/6~1/2に軽減)

- 流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進

水害リスクを踏まえた土地利用

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫
(浸水被害防止区域の指定を検討)

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を「浸水被害防止区域」に指定することを検討
- 貯留機能保全区域の検討

特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる

(第3回流域水害対策協議会) 流域水害対策計画の策定

- 令和6年6月4日、第3回 雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会を開催
- パブリックコメントにいただいたご意見を踏まえ、流域水害対策計画（案）について議論し、協議が整ったことから、
流域水害対策計画を策定
- 直轄河川としては全国で4番目、中部地整管内では法改正後初めての流域水害対策計画の策定

<協議会開催概要>

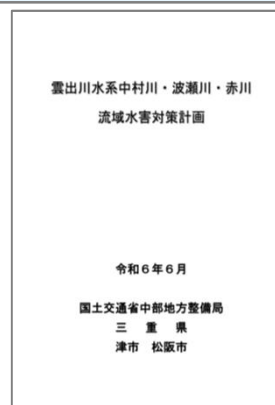
- 【開催日】
令和6年6月4日（火） 16:00 - 17:00
- 【開催場所】
三重河川国道事務所 災害対策室
(WEB会議併用)
- 【主な議事】
雲出川水系中村川・波瀬川・赤川
流域水害対策計画（案）について



協議会開催状況

<主なご発言>

- 本計画では、中村川沿川における水田貯留の実施など、多くの点で合意形成が取り、大きな進歩。計画策定は、ゴールでなくスタート。水害に強い地域にしていきたい
「流域治水 by All」の精神で取り組んでいきたい (中部地整局長)
- 本計画は、流域治水を推進し雲出川水系全体の整備を進めるチャンス。波瀬川排水区の内水対策をはじめ、流域治水を推進していくことを約束する (津市長)
- 伊勢中川駅周辺では都市開発のニーズが多く、まちづくりと災害リスク回避の両立が重要。区域指定は住民と意見交換を重ね慎重に検討していく (松阪市長)
- 大谷川下流部で水田貯留を開始した。今後は大谷川流域全体に広がってきたい。大谷川の土砂堆積・樹木繁茂が放置されているため、対策を実施して欲しい。
(豊地まちづくり協議会会長)
- 国土強靱化の5か年加速化対策で整備が大きく進んだ。赤川の整備についても、活用して推進していく。本日ご意見いただいた大谷川等については土砂撤去など対策を引き続き進める。土地利用規制は、今後の対応するべき課題。まちづくりを含めて、地元住民の意見を聞きながら、丁寧に進めていきたい。
(三重県部長)
- 事業を進めるうえでいくつかの課題も残されており、現地調査をおこない、現地状況を踏まえ具体的な対策を協議しながら適切に進めてほしい (松尾座長)



雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画の概要

①計画区域

位置図



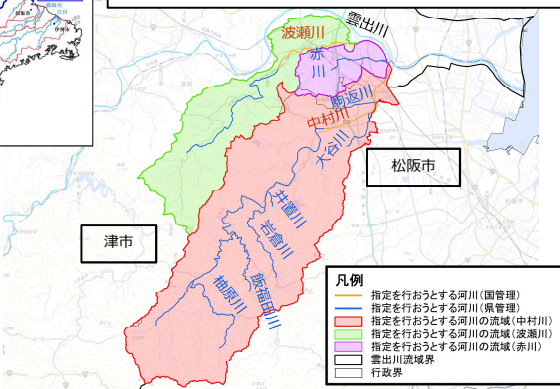
河川区間：雲出川水系中村川等の計9河川

※国土交通大臣による指定手続き：中村川、波瀬川等（計8河川）、三重県知事による指定手続き：赤川（1河川）

流域面積：約125km²（津市の一部、松阪市の一部）

※中村川流域：約86km²、波瀬川流域：約31km²、

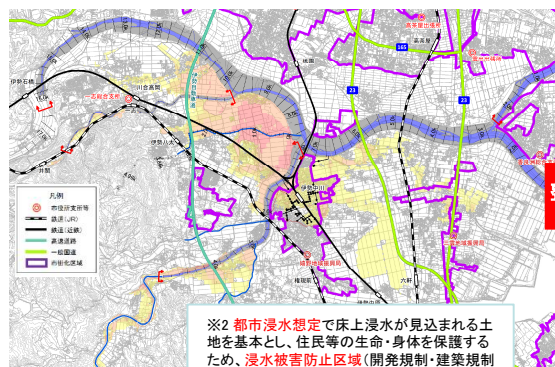
赤川流域：約8km²



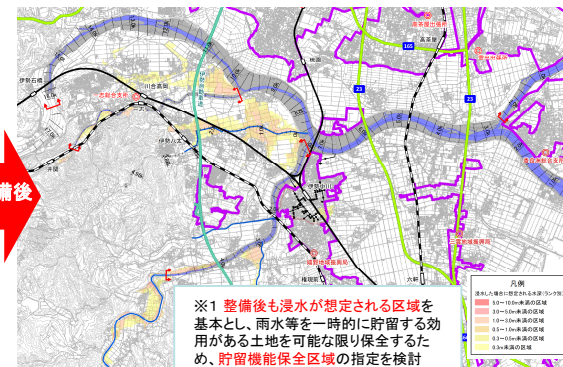
③都市浸水想定

- 現況及び対策実施後において、計画対象降雨が生じた場合に、外水・内水氾濫により想定される浸水区域をシミュレーションにより推定。

都市浸水想定（現況時点で計画対象降雨が発生）



都市浸水想定（整備後次点で計画対象降雨が発生）

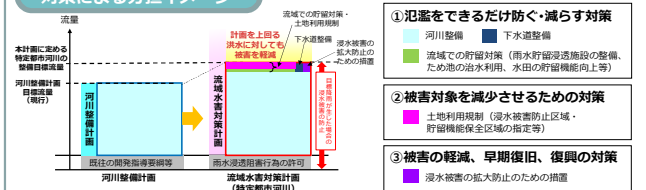


②計画期間・計画対象降雨

- 河川整備計画（国、県）、公共下水道事業計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、**概ね30年**とした。
- 本計画の目標とする計画対象降雨は、過去に流域に大きな被害をもたらした**昭和57年8月洪水**とした。



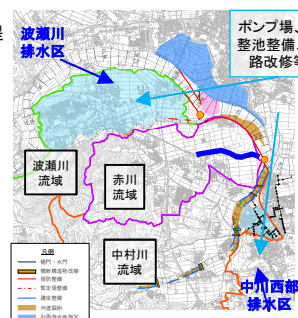
対策による分担イメージ



④対策内容

ハード整備の加速化（概ね30年の計画）

- 【中村川】（国土交通省）
 - ・河道掘削、樹木伐倒、護岸整備、堤防強化
 - ・横断工作物の改築・補強
- 【波瀬川】（国土交通省）
 - ・河道掘削、護岸整備
- 【雲出川】（国土交通省）
 - ・河道掘削、樹木伐倒
- 【赤川】（三重県）
 - ・河道掘削、樹木伐倒、堤防高上げ、護岸整備、橋梁架替
- 【波瀬川排水区】（津市）
 - ・ポンプ場、調整池整備、水路改修
- 【中川西部排水区】（松阪市）
 - ・ポンプ場、調整池整備、管渠整備



流出抑制対策の推進

- 流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組（以下）の一層の促進を図る
 - ・雨水貯留施設
 - ・ため池の治水利用
 - ・水田貯留
 - ・既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全
- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け



水害リスクを踏まえた土地利用

- 貯留機能保全区域（※1）又は浸水被害防止区域（※2）の指定に向けた検討

本日の協議会の趣旨

第4節 協議会の留意事項（法第6条第3項及び第7条第3項）

（4）協議事項

協議会においては、流域水害対策計画の策定及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うこととされている。

具体的には、流域水害対策計画の策定のため、計画対象降雨をはじめとする計画事項について協議するとともに、それぞれの事項を実施するために必要な役割分担、進捗管理を行うものとする。

（5）協議結果の尊重

特定都市河川法改正により、同法第6条第3項及び第7条第3項において、協議会で協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされている。ここでいう「協議が調う」とは、協議会の構成員が取組の実施に合意することと、「尊重しなければならない」とは、協議が調った事項について、取組を実施する責務を負うことと解釈される。

（6）フォローアップ

協議会は、流域水害対策計画の変更に関する協議についても行うこととされているため、流域水害対策計画の策定後は、後述する流域水害対策計画の計画管理について、毎年協議会を開催する等により行われたい。

流域水害対策計画の
フォローアップを実施

【解説】

流域水害対策協議会で「協議が調う」とは、都市浸水による被害の防止・軽減を図るための取組に関する事項について、当該事項を実施する責任を有する構成員が当該施策の検討の方向性や取組方針等について合意することである。

流域水害対策計画の策定後は、毎年協議会等を開催するなど、対策の実施状況を確認するとともに、必要に応じて、土地利用の状況等の情勢の変化に対応した計画の見直しを行う。

流域水害対策の計画管理

第2節 流域水害対策計画の計画管理

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示すとおりである。

これに加え、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止又は軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、事業の進展に伴う整備内容の変更や気候変動による降雨量増を踏まえた新たな事業計画が策定された場合など、適宜、流域水害対策計画の見直しを行うものとする。

【計画管理項目】

①事業の進捗状況

河川事業及び下水道事業の整備

②流域内の開発状況

各市における流域内の開発箇所及び面積

③雨水貯留浸透施設等の整備状況

- ・河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ・雨水浸透阻害行為に該当する 1,000 m²以上の対策工事で設置された防災調整池の位置及び容量等
- ・低水位管理を実施したため池数
- ・水田貯留を実施した水田の位置及び面積等

河川事業および下水道事業の整備

【三重河川国道事務所】 令和6年度中村川での河道整備の実施

- 中村川では、順次、中村川下流区間の掘削・護岸整備を実施し、流下能力の向上を図っている。
- R6は、嬉野中川地区にて河道掘削と護岸整備を実施し、R7以降は引き続き近鉄線より上流側で整備を進める。

取組内容

表 8 河川整備計画に基づく整備中及び今後予定の治水対策箇所（中村川）

河川	種別	区間・施設名称		機能概要
中村川	水位低下対策 (樹木伐開)	松阪市嬉野宮古町 松阪市嬉野中川町 ～松阪市嬉野島田町	1.3k～2.1k 付近 3.9k～5.3k 付近	流下断面増大による 流下能力向上
	水位低下対策 (河道掘削)	松阪市嬉野島田町 ～松阪市嬉野一志町	0.0k～2.7k 付近	
		松阪市嬉野一志町 ～松阪市嬉野島田町	3.5k～4.5k 付近 4.7k～5.2k 付近	
		横断工作物の 改築・補強等	天花寺橋	2.0k 付近
	JR 名松線 中村川橋梁		2.1k 付近	
	古田井用水堰		2.1k 付近	
	三郷井堰		3.5k 付近	
	一志橋		3.5k 付近	
	一志井堰		5.2k 付近	
	堤防強化	松阪市嬉野宮古町	1.6k～1.8k 付近	堤防整備による堤防 強化

R6 下流より順次
0.0k～0.8k付近まで
整備済

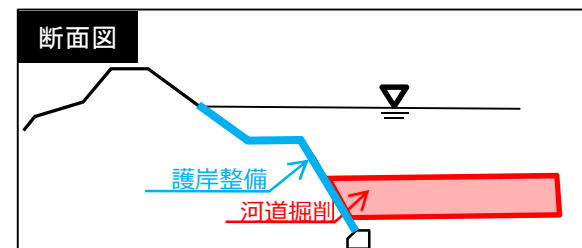
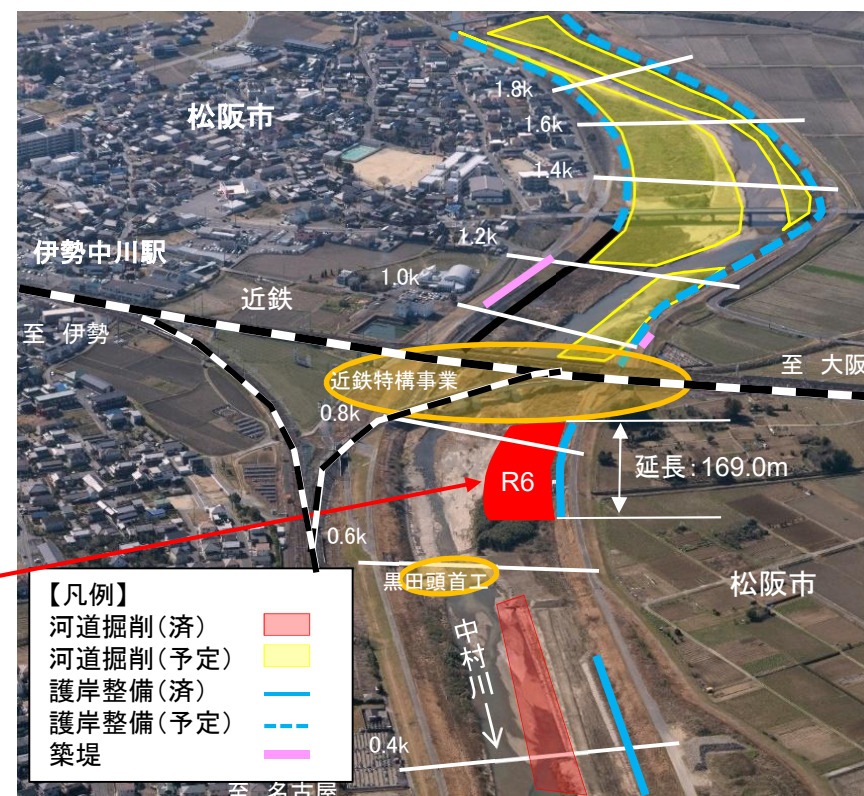


表 9 河川整備計画に基づく整備中及び今後予定の治水対策箇所（波瀬川）

河川	種別	区間・施設名称		機能概要
波瀬川	水位低下対策 (河道掘削)	津市一志町八太	1.9k～2.9k 付近	流下断面増大による 流下能力向上

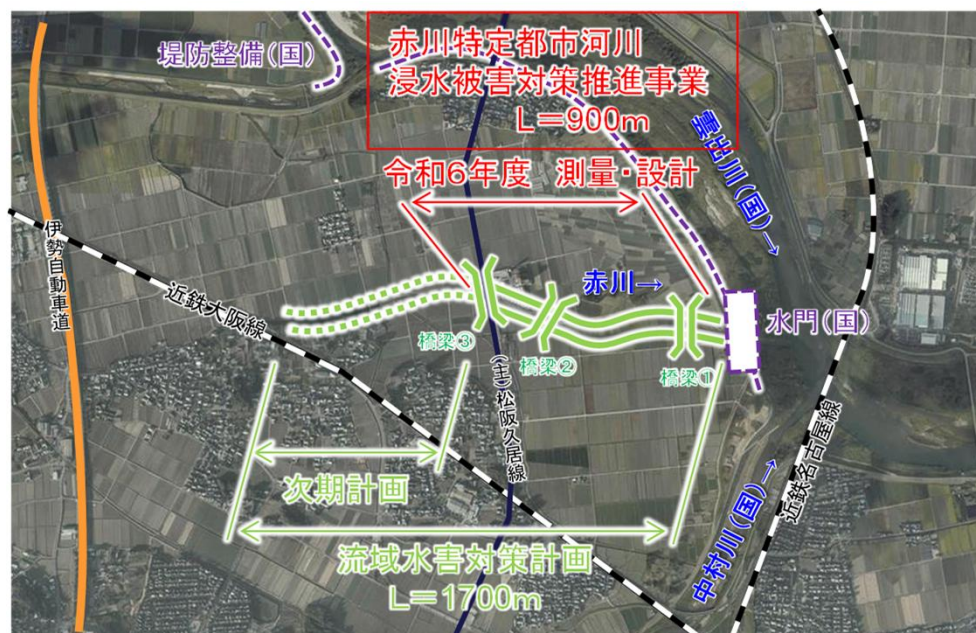
流域水害対策計画抜粋



【三重県】 令和6年度 赤川における河川整備事業の実施状況

三重県

取組内容



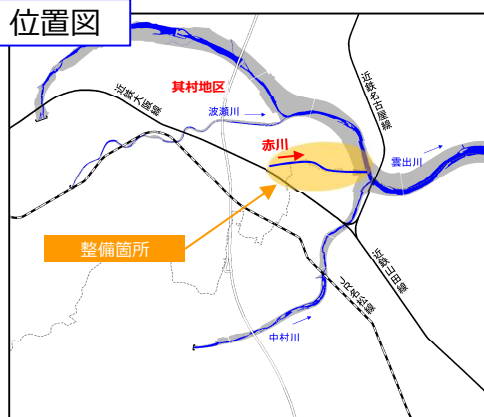
＜令和6年度の実施状況＞

令和6年度は、流域水害対策計画区間のうち、合流点から県道まで（0.0k～0.9k）の測量・河道詳細設計を実施しました。

＜今後の予定＞

令和7年度からは、特定都市河川浸水被害対策推進事業を活用し、まず、合流点から県道までの約900m区間について、河川整備事業を推進します。

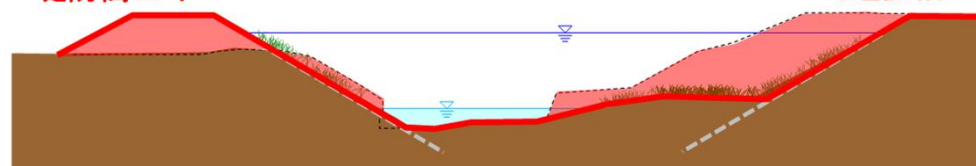
位置図



赤川河川整備のイメージ

堤防嵩上げ

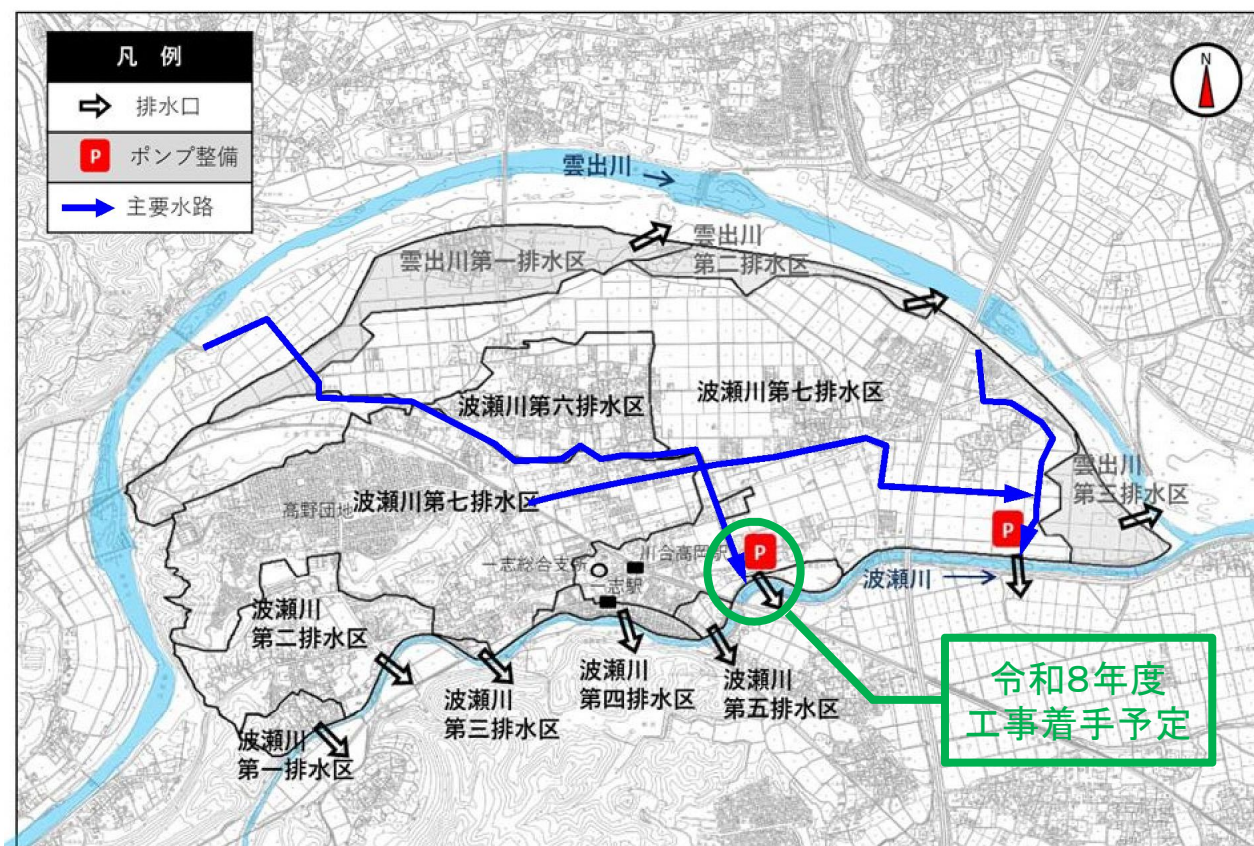
河道拡幅



○河道拡幅や、堤防嵩上げ等により必要な河川断面を確保。

【津市】波瀬川流域における特定都市下水道の整備

- ◇令和5年3月に雨水管理総合計画に一志地区を重点地区として位置づけるとともに、公共下水道事業計画を変更。
- ◇令和6年度から令和7年度にかけて波瀬川に流出する排水区の現地調査、波瀬川第6雨水ポンプ場の基本・詳細設計業務を実施。
- ◇令和7年度は波瀬川第6雨水ポンプ場築造に伴う用地買収及び補償を実施予定。
- ◇令和8年度から波瀬川第6雨水ポンプ場の工事に着手予定。



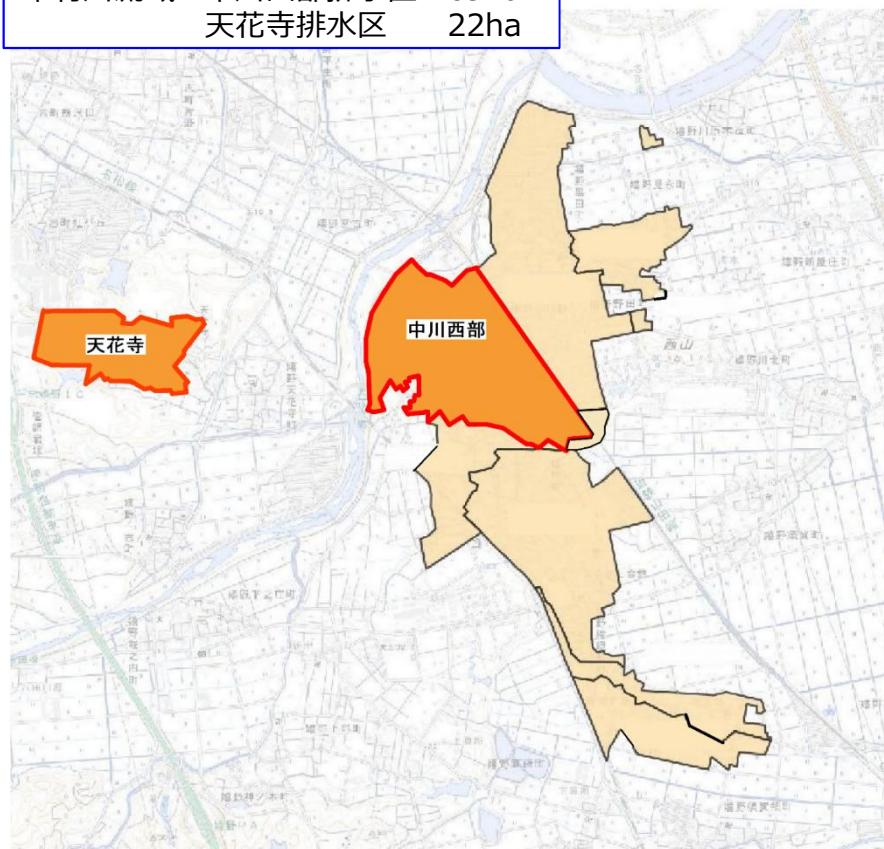
【松阪市】令和6年度 雨水管理総合計画の策定(中村川流域)

松阪市 下水道建設課

取組内容

気候変動による降雨の局地化や都市化の進展に伴う雨水流出量の増加により、都市型浸水の被害は甚大なものとなっており、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標を定めた「雨水管理総合計画」を策定しました。(令和6年8月30日)

中村川流域	中川西部排水区	69ha
	天花寺排水区	22ha



【流域水害対策計画書】

44ページ 第6章

「下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項」に記載

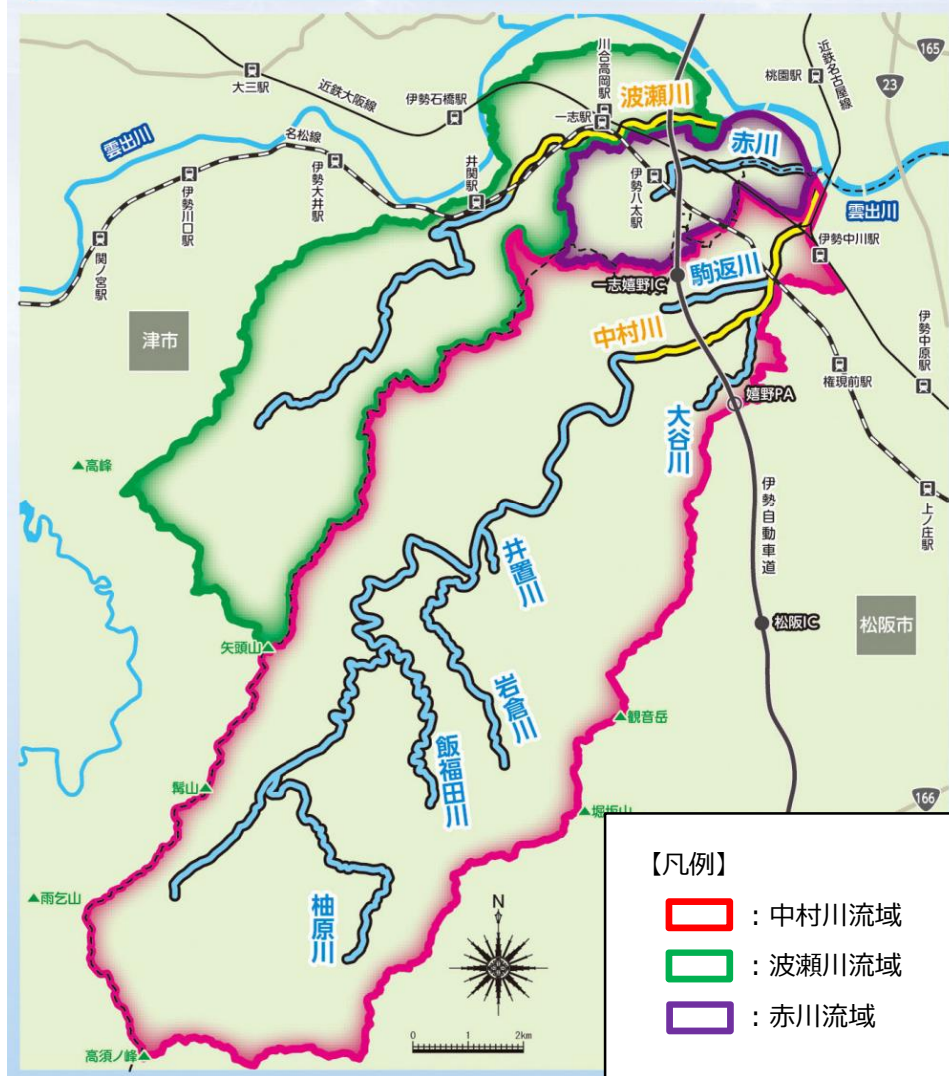
中川西部ポンプ場 ポンプ増強



- ・雨水浸透阻害行為に伴う対策工事の実施状況
- ・水田貯留(田んぼダム)の実施状況

雨水浸透阻害行為に伴う対策工事の実施状況【三重県】

■中村川、波瀬川、赤川特定都市河川流域 位置図



<令和6年度の実施状況>

中村川・波瀬川・赤川の流域において、雨水浸透阻害行為の申請が1件あり、対策工事の実施により許可しました。

(申請内訳)

中村川流域・・・0件

波瀬川流域・・・0件

赤川流域・・・1件（工事実施中）

※問合せや事前相談は多数

<今後の予定>

引き続き関係機関と連携し、雨水浸透阻害行為の許可事務を行います。

令和6年度 田んぼダムの実施状況(松阪市)

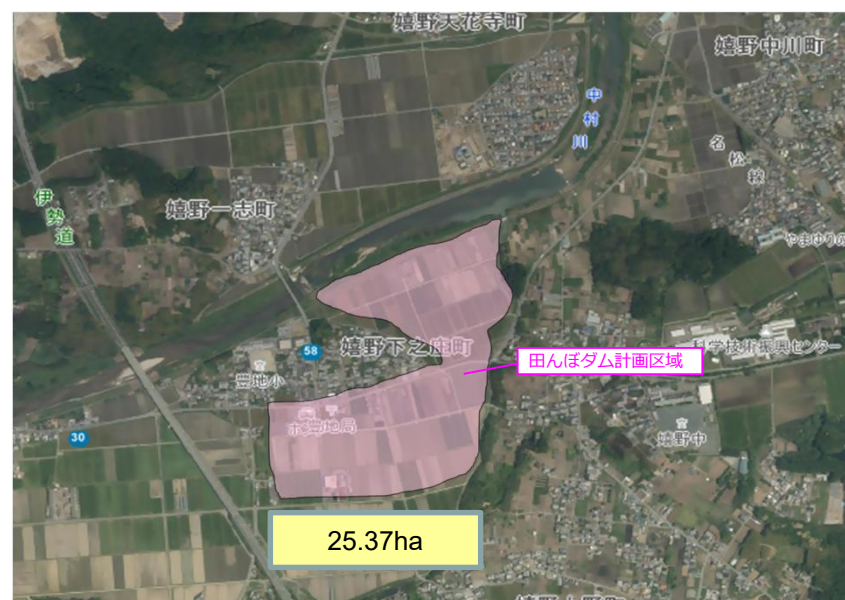
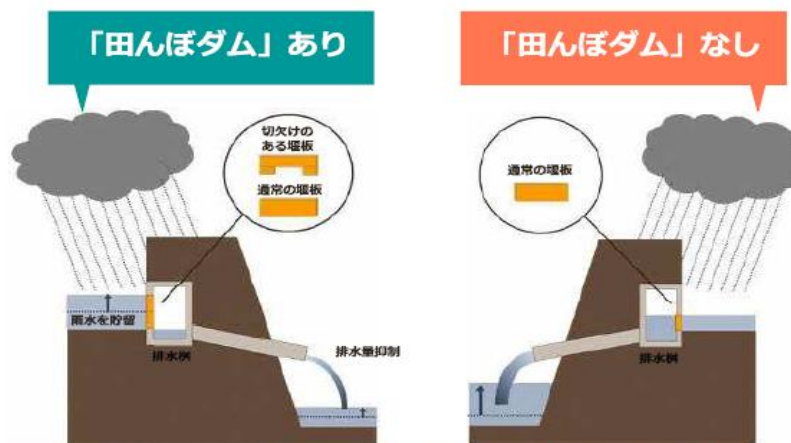
三重河川国道事務所

取組内容

【田んぼダム取組】

- ・水田の排水桝に流出量を抑制するための堰板等の器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制し、浸水被害の軽減を図る。
- ・R6年度から嬉野下之庄地区で実施し、雨水貯留機能の向上を図る。

【取組の状況】



貯留機能保全区域の指定に向けた検討

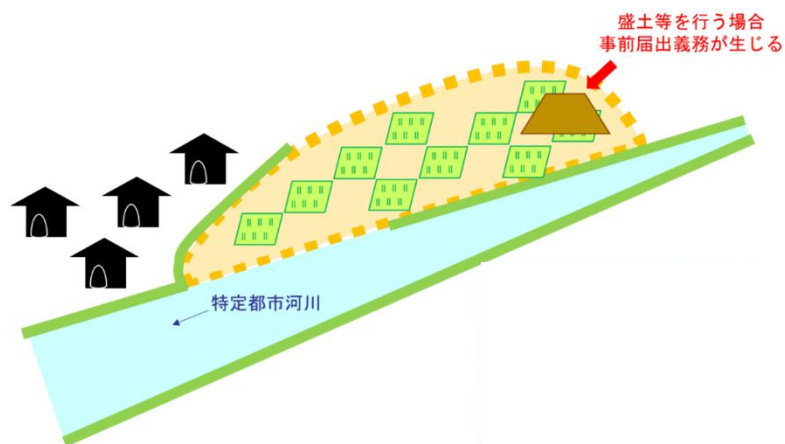
貯留機能保全区域

□ 貯留機能保全区域は、都市浸水想定区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、可能な限り保全していくため、住家の立地状況等の周辺地の利用状況、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものです。

貯留機能保全区域の指定



洪水・雨水の貯留機能を有する土地のイメージ



- 指定は農地等であり住宅が立地する地域は、指定の対象外。
- 盛土等の行為を実施する場合は、届出が必要。
- 具体的に必要な届出として、貯留機能が失われる「盛土や堀の設置」等が挙げられる。

【届出が必要な例】

倉庫 太陽光発電
樹木の植栽

【例外の例】

電気柵 盛土を伴わない明渠・暗渠の設置
水路 畦道の補修 牧草等の仮置

- 固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、3/4程度※2とする特例措置の制度がある※1。
(※1区域指定が令和10年3月までの特例措置) (※2条例の制定による)

特定都市河川先行事例(奈良県大和川)視察

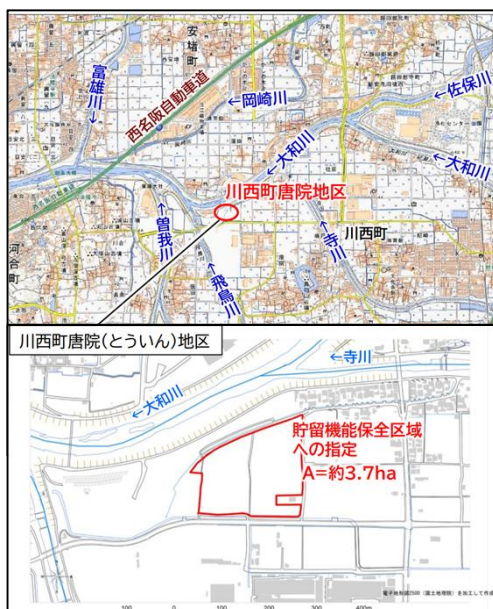
- ◇令和6年12月24日に貯留機能保全区域の指定箇所の先行事例（大和川：奈良県川西町・田原本町）のヒアリング及び川西町の指定区域の視察を三重県、津市、松阪市とともに実施した。
- ◇指定に向け、今後の指定の進め方・役割分担など、視察の内容を参考に進めていく予定である。

開催概要

- ・開催日程： 令和6年12月24日
- ・打合せ場所： 奈良県庁
- ・視察場所： 川西町唐院地区
- ・参加者
 - ・大和川関係者 6名（大和川河川事務所・奈良県・川西町）
 - ・雲出川関係者 11名（三重河川国道事務所・三重県・津市・松阪市）



現場視察の様子



位置図



区域概要

令和7年度 水管理・国土保全局関係予算概要

1. 流域治水

2. 水利用

3. 流域環境

4. 流域総合水管理を支える取組

5. 令和6年能登半島地震を踏まえた取組の強化

6. 行政経費

7. 税制特例措置の延長

8. 独立行政法人水資源機構

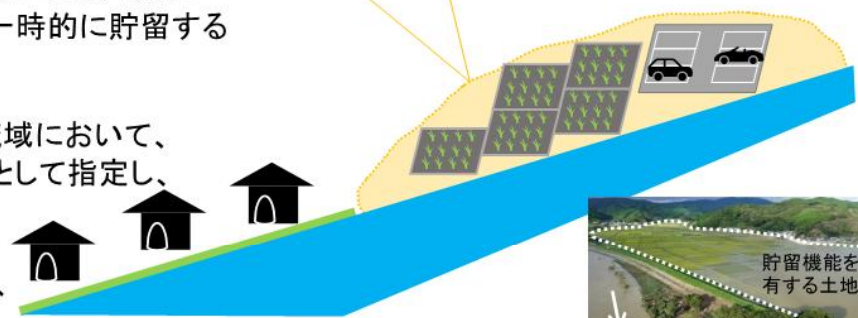
税制特例措置の延長

- 都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合における固定資産税等の特例措置を3年間延長する。

施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制し、流域内の治水安全度の向上を図る上で、河川に隣接する低地等（河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地）の区域の保全が重要。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川の流域において、洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定し、盛土等の貯留機能を阻害する行為を抑制。
- 区域指定に当たって必要な土地所有者の同意を得るための、インセンティブとなる負担軽減措置が必要。

洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定



（貯留機能保全区域のイメージ図）

（貯留機能を有する土地の例）

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、 $2/3 \sim 5/6$ の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準： $3/4$ ）。

結 果

現行の措置を3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）延長する。

その他 流域治水に関する取り組み

その他流域治水に関する取り組み【津市】

【内水浸水想定区域図の作成・公表】

津市雨水管理総合計画の重点対策地区のうち、下記区域について、内水浸水想定区域図(雨水出水浸水想定区域図)を作成・公表(令和6年3月31日)

令和5年度作成範囲

津市雨水管理総合計画の重点対策地区とその徳に隣接する排水区を含む区域

対象区域

- ①(津)大里・(河芸)上野、豊津
- ②白塚、栗真、一身田
- ③敬和、養正、修成、育生、神戸、新町
- ④誠之、戸木、成美、立成、桃園
- ⑤香良洲
- ⑥一志

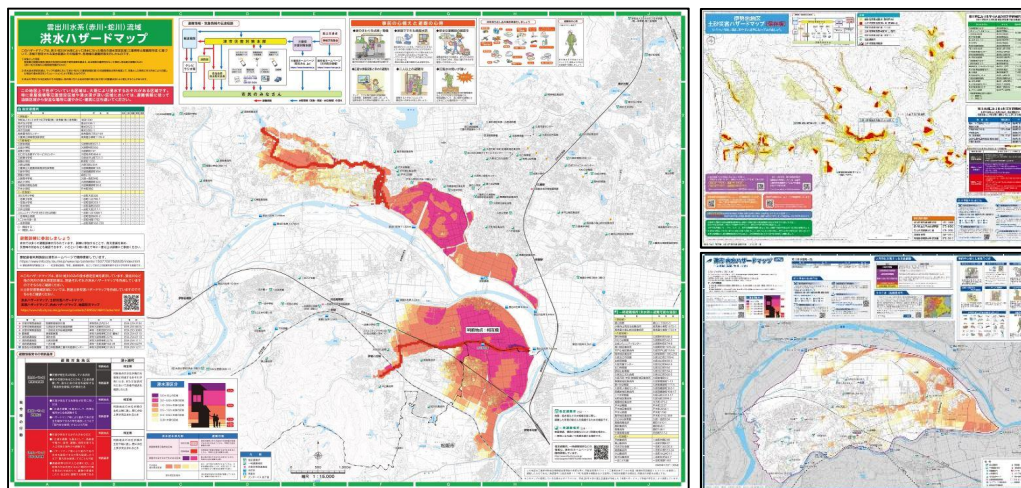
【浸水センサの設置】

・令和5年度より、ワンコイン浸水センサ実証実験に参加し、雲出川中流部14箇所に浸水センサを設置(令和5年8月30日)



【洪水・土砂災害・内水 ハザードマップの作成】

三重県指定の水位周知河川以外の河川の洪水浸水想定区域図をもとに、雲出川流域の河川を含む洪水ハザードマップを新たに作成。併せて、土砂災害警戒区域の追加指定を受けた美杉地域については、土砂災害ハザードマップを作成。また、本市による内水浸水想定区域図の作成に伴い、内水ハザードマップ(一志地域)を作成し、令和7年4月から対象区域に各戸配布等により周知・啓発を実施。



その他流域治水に関する取り組み【松阪市】

取組内容

雨水出水浸水想定区域の指定と、内水ハザードマップを作成し、ホームページに公表しました。

【想定条件】

想定最大規模降雨 1時間雨量147mm 日総雨量355mm

【流域水害対策計画書】

44ページ 第6章

「下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項」に記載

